専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和４６年３月１８日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和３年１１月２４日

東大和市長　尾崎　保夫

記

１　件名

庁用自動車の物損事故による損害賠償（物件損害）の額の決定及び和解について

２　和解の相手方

[redacted]

３　損害賠償額

１３２，６２８円

４　和解の要旨

（１）東大和市（以下「甲」という。）の[redacted]（以下「乙」という。）に対する本件事故の物件損害に係る損害賠償額は、１３２，６２８円とする。

（２）物件損害に係る損害賠償額１３２，６２８円は、乙車両の修繕費のほか、修繕中の代車費用を含むものとする。

（３）甲と乙の間には、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、なんらの債権債務のないことを相互に確認する。